

すべての加工食品に 原料原産地

お済みですか？

表示が必要 です！

平成29年9月の食品表示基準改正により、**輸入品を除くすべての加工食品**（外食、容器包装に入れずに販売する場合等は除く）の**重量割合上位1位の原材料(対象原材料)**について原料原産地表示を行うことが義務付けられました。新たな制度に従った表示に切り替えましょう。

経過措置期間は令和4年3月31日に終了しています。

原料原産地



名称	焼菓子
原材料名	砂糖(国内製造)、卵、小麦粉、カカオマス、バター、全粉乳、生クリーム／乳化剤(大豆由来)
内容量	50g
賞味期限	枠外下部に表示
保存方法	高温多湿をさけて保管してください。
製造者	(株)〇〇 +Y 横浜市〇区〇〇

栄養成分表示(100g当たり)	
熱量	〇kcal
タンパク質	▼g
脂質	□g
炭水化物	◆g
食塩相当量	△g

表示の作成ポイント

ポイント 1 対象原材料が生鮮食品か加工食品かによって表示方法が違ふ

生鮮食品の場合 大豆は生鮮食品

名称	豆みそ
原材料名	大豆(国産)、〇〇…

産地を「国産」（都道府県名その他一般に知られている地名も可）や「カナダ産」（国名のみ可）など并表示します。

加工食品の場合 小麦粉は加工食品

名称	菓子パン
原材料名	小麦粉(国内製造)、〇〇…

製造地を「国内製造」（都道府県名その他一般に知られている地名+製造も可）や「カナダ製造」など并表示します。

原材料に使用された1番多い原料となる生鮮食品の産地が判明している場合、その原産地を表示できます。

【例】小麦粉（小麦（北海道産））

ポイント 2 レイアウトは3パターンから

1 原材料名欄の対象原材料の次にカッコを付けて表示

名称	チリソース
原材料名	トマト(米国)、〇〇…

2 別途原料原産地名欄を設けて表示

名称	チルドハンバーグ
原材料名	食肉(豚肉、牛肉)、〇〇…
原料原産地名	アメリカ(豚肉)

3 一括表示の枠内に表示箇所を明記し枠外に表示

原料丸大豆の原産地名	アメリカ、日本
------------	---------

名称	もめん豆腐
原材料名	丸大豆／凝固剤
原料原産地名	枠外上部に記載

業務用加工食品の表示

最終製品の原料原産地表示の対象となる原材料に該当する業務用食品は必要な産地情報の伝達が必要です。容器包装に限らず送り状、納品書等に表示できます。

ポイント3 重量割合上位1位の原材料の産地が複数ある場合、国別重量順表示が原則

重量割合上位1位の原材料(対象原材料)の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を「、(読点)」でつないで表示します。3か国目以降は「その他」と省略することもできます。

名称	混合ソーセージ
原材料名	豚肉(アメリカ、カナダ、ドイツ、国産)、 〇〇…

名称	洋菓子
原材料名	ココアパウダー(オランダ製造、マレーシア製造、 その他)、〇〇…

国別重量順表示が困難*な場合の表示

*困難と認められない場合 ・産地の切替えの都度、表示を切り替えることや包材自体を切り替えることができる場合
・「大括り表示」を行うためだけに、意図的に、ごく短期間だけ複数国から原料調達を行う場合

例外表示	例外表示が認められる条件	表示例と必要な表示				
又は表示 使用予定の産地を一定期間使用割合(☆)の高い産地から順に「又は」で表示する方法	・対象原材料として<u>2以上の原産地</u>のものを使用 ・対象原材料に占める重量割合の順序が変動する可能性あり ・又は表示の根拠資料を保管	<table><tr><td>名称</td><td>すりごま</td></tr><tr><td>原材料名</td><td>ごま(ミャンマー産又は国産(5%未満))^①</td></tr></table> ②※ごまの産地は、○年の使用実績順 ①一定期間使用割合が5%未満の原産地は、原産地の後ろにその旨の表示 ②一定期間使用割合の高い順に表示した旨の表示(原料原産地に近接して表示)	名称	すりごま	原材料名	ごま(ミャンマー産又は国産(5%未満)) ^①
名称	すりごま					
原材料名	ごま(ミャンマー産又は国産(5%未満)) ^①					
大括り表示 外国の原産地表示を「輸入」などと括って表示する方法	・対象原材料として<u>3以上の外国が原産地</u>のものを使用 ・対象原材料に占める重量割合の順序が変動する可能性あり ・大括り表示の根拠資料を保管	<table><tr><td>名称</td><td>清涼飲料水</td></tr><tr><td>原材料名</td><td>りんご果汁(外国製造)、○○…</td></tr></table> 対象原材料が生鮮食品:「輸入」等 対象原材料が加工食品:「外国製造」	名称	清涼飲料水	原材料名	りんご果汁(外国製造)、○○…
名称	清涼飲料水					
原材料名	りんご果汁(外国製造)、○○…					
大括り表示 + 又は表示 大括り表示と又は表示を組み合わせで表示する方法	・対象原材料として<u>国産品及び3以上の外国が原産地</u>のものを使用 ・対象原材料に占める重量割合の順序が変動する可能性あり ・大括り表示+又は表示の根拠資料を保管	<table><tr><td>名称</td><td>チルドしゅうまい</td></tr><tr><td>原材料名</td><td>豚肉(輸入又は国産)^①、○○…</td></tr></table> ②※豚肉の産地は、○年の使用実績順 ①一定期間使用割合が5%未満の原産地は、原産地の後ろにその旨の表示 ②一定期間使用割合の高い順に表示した旨の表示(原料原産地に近接して表示) 対象原材料が生鮮食品:「国産又は輸入」等 対象原材料が加工食品:「国内製造又は外国製造」等	名称	チルドしゅうまい	原材料名	豚肉(輸入又は国産) ^① 、○○…
名称	チルドしゅうまい					
原材料名	豚肉(輸入又は国産) ^① 、○○…					

(☆)一定期間使用割合:過去の一定期間における使用実績又は将来の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合

ポイント4 製品が食品表示基準別表(以下、別表)第15の食品かどうか確認

別表第15の1～5に定める加工食品(22食品群と個別4品目)については新しい表示方法は適用されずこれまでどおりの方法で表示します。また、別表第15の6に「おにぎり」が追加されました。

別表第15の食品(抜粋)

乾燥野菜、緑茶、もち、こんにゃく、素干魚介類、表面をあびった食肉
農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎり

◆米トレーサビリティ法、酒類の表示の基準の規定に基づき、重量割合上位1位の原材料の原産地が表示されている場合、食品表示基準の原料原産地表示の規定は適用されません。

◆さらに詳しい表示方法は消費者庁ウェブサイトなどから食品表示基準等をご確認ください。



横浜市Webサイト
食品表示
の情報